

1 5 森林保全課の事業概要

(事業名) 保安林整備管理事業

(継続 実施期間：昭和53年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	その他		
千円 10,392 (15,178)	千円 5,312	千円 5,080	千円	森林保全課 (林地保全班)	—

事業の趣旨

森林は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等多くの公益的機能を有し、安心・安全な県民生活にとって重要な役割を担っている。このため、特に重要な森林を保安林に指定し、その機能の維持増進を図るため各種の管理事業を行う。

また、保安林以外の森林の適切な利用を推進するために林地開発許可制度により、開発に伴う災害等の未然防止を図っている。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
保安林整備管理受託事業	千円 4,740	国の委託により、1～3号保安林に係る保安林指定・解除等の調査や管理を行う。	重要流域
保安林整備管理事業	3,186	重要流域以外の1～3号保安林及び4号以下の保安林について、保安林指定・解除等の調査や管理を行う。	重要流域以外 県下全域
森林保全管理事業	2,030	森林の適正な管理及び山火事予防等のための巡視活動を行うほか、1haを超える森林の開発に対して現地調査や書類審査を行い、森林の適正な利用を図る。 また、山地災害危険地区の位置等の情報を県民に提供し、異常気象等による人的被害の未然防止を図る。	
森林審議会	436	保安林の指定・解除や林地開発許可に関して森林審議会の意見を求める。	

補助等の条件

事業区分	事業主体	採 択 基 準 (又は条件)	補 助 率
保安林整備管理受託事業 保安林整備管理事業 森林保全管理事業 森林審議会	県	重要流域の1～3号保安林 重要流域以外の1～3号及び4号以下の全ての保安林 森林法第5条に規定する森林の管理等 森林審議会の開催に要するもの	10/10 一部 5/10 一部 5/10 —

(事業名) 一般治山事業

(継続 実施期間: -)

本年度予算額 (前年度予算額)	左 の 財 源 内 訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国 庫	一 般	そ の 他		
千円 2,726,640 (2,916,271)	千円 1,351,150	千円 138,490	千円 1,237,000	森林保全課 (治山班) (林地保全班)	振興局 (農林基盤部) (農山漁村振興部)

事業の趣旨

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
復旧治山	千円 1,120,350	崩壊地、荒廃地の復旧	由布市湯布院町 由布岳(継)外18件
予防治山	842,100	崩壊・荒廃危険地の崩壊等の防止、既存施設の老朽化対策、津波防災機能の付加・向上	別府市大字南立石 平畑(継)外26件
保安林改良	65,100	被災、過密化した保安林の復旧整備	豊後大野市朝地町 内山(継)外4件
保育	66,780	治山施工地や機能の低下した水源地域の保安林の保育	中津市山国町 月平(新)外22件
地域防災対策総合治山	189,000	荒廃山地等がある一定地域における総合的な山地災害危険地対策	竹田市荻町 南河内(継)外1件
林地荒廃防止	100,800	激甚災により被災した地域及び特殊土壌地帯における防災対策	竹田市久住町 広内(継)外3件
治山施設機能強化	0	既存の治山施設を有効利用し、機能の強化を緊急的に図る山地災害危険地対策	
集落水源山地整備	110,250	奥地山村集落等の水源山地における荒廃森林等の整備	別府市大字南立石 前ノ平(継)外2件
水源の里保全緊急整備	39,900	集落周辺の保安林における荒廃森林等の整備	中津市耶馬溪町 一ツ戸(継)
山地災害総合減災対策治山	128,100	施設整備と警戒避難態勢の整備を一体的に推進する総合的な減災対策	宇佐市院内町 西ヶ谷(継)外3件
地すべり防止	64,260	林野庁所管の地すべり防止区域内における地すべり防止対策	日田市前津江町 平林(継)

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
復旧治山	県	次の①～④のいずれかに該当し、⑤に該当するもの ① 1, 2 級河川上流で流域保全上重要なもの ② 人家10戸以上の保護 ③ 主要公共施設の保護 ④ 一定規模以上の農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 ⑤ 全体計画額 7, 000万円以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) () は火山地域の場合
予防治山	県	次の①～④のいずれかに該当し、⑤に該当するもの ①～④は復旧治山と同じ ⑤ 年度計画額 山腹 800万円以上 溪流 1, 500万円以上 老朽化、津波防災 200万円以上	復旧治山に同じ
保安林改良	県	次の①～③のいずれかに該当し、④に該当するもの ① 森林所有者の責に帰し得ない原因のため林況が悪化し保安林機能が低下したもの ② 林床植生が消滅し水源かん養機能が低下した保安林であって複層林造成を行う必要のあるもの ③ 過密化し水土保持機能が低下した土砂の流出等の恐れがあるもので次のいずれかに該当するもの ・ 人家10戸以上の保護 ・ 主要公共施設の保護 ・ 農地、ため池、用排水施設の保護 ④ 年度計画額 200万円以上	国:1/2 県:1/2
保育	県	次の①～④のいずれかに該当し、⑤に該当するもの ① 既往の治山工事施工地で保育を必要とする箇所 ② 水源地域整備事業対象地で水源地域整備事業と一体整備を必要とする箇所 ③ 治山施設の効果区域内の機能低位な保安林で治山施設と一体的な保育を必要とする箇所 ④ 水源かん養や土砂流出機能の低下した特定保安林で表土の流出により濁水、崩壊の恐れがあり次の全てを満たすもの ・ 特定保安林対象面積が概ね50ha以上 ・ 治山事業保育必要面積概ね5ha以上 ⑤ 年度計画額 50万円以上	国:1/3 県:2/3
地域防災対策総合治山	県	次の①及び②に該当するもの ① 山地災害危険地区が存する一定地区であって人家50戸（公共施設を含む）以上に直接被害を与える恐れのある箇所 ② 全体計画額 2 億円以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) () は火山地域の場合
林地荒廃防止	県	次の①～③のいずれかに該当し、④に該当するもの ① 人家5戸以上の保護 ② 主要公共施設の保護 ③ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 ④ 年度計画額 400万円以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) () は火山地域の場合
治山施設機能強化	県	次の①～②に該当するもの ① 山地災害危険地区が存する人家10戸以上の保護、人家5戸以上10戸未満であっても主要公共施設の保護を含め人家10戸以上と認められるもの ② 全体計画額 3, 000万円以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) () は火山地域の場合

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
集落水源山地整備	県	次の①～③のいずれかに該当し、④～⑥に該当するもの ①土砂の流出が著しいダム上流域で森林面積3000ha以上の地域で実施するもの ②給水人家100戸以上の集落上流域で森林面積200ha以上の地域で実施するもの ③①、②以外の水源地域で森林面積1000ha以上の地域で実施するもの ④当該地域の概ね30%以上が1～7号保安林である ⑤山地荒廃率が0.5%以上か放置すれば0.5%以上となるもの ⑥全体計画額1億5千万円以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) ()は火山地域の場合
水源の里保全緊急整備	県	次の①～④の全てを満たすもの ①事業対象地域の保安林面積が概ね30ha以上 ②集落（人家5戸以上）又は主要公共施設の保護 ③全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの ④地域住民等の森林整備等への参画が見込めるもの	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) ()は火山地域の場合
山地災害総合減災対策治山	県	次の①～③のいずれかと④～⑥の全てに該当するもの（復旧治山タイプ） ①人家10戸以上の保護 ②主要公共施設の保護 ③市町村地域防災計画で指定される避難場所・避難経路の保護 ④3以上の山地災害危険地区が存する地域の保護 ⑤県が市町村や地域住民と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき事業実施が可能なもの ⑥全体計画額7,000万円以上 （予防治山タイプ） ①～⑤の各号については復旧治山タイプに同じ ⑥年度計画の事業規模が山腹工事800万以上、溪流工事1,500万以上	国:1/2(5.5/10) 県:1/2(4.5/10) ()は火山地域の場合
地すべり防止	県	次の①～④のいずれかに該当し、⑤に該当するもの ①1,2級河川上流で流域保全上重要なもの ②人家10戸以上の保護 ③主要公共施設の保護 ④一定規模以上の農地、ため池、用排水施設の保護 ⑤全体計画額1億円以上	国:1/2 県:1/2

国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
一般治山事業	林業関係事業補助金等交付要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱

(事業名) 災害関連治山事業

(継続 実施期間: -)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 449,347 (449,347)	千円 284,586	千円 34,761	千円 130,000	森林保全課 (治山班)	振興局 (農林基盤部)

事業の趣旨

異常な天然現象による林地崩壊等の災害復旧を緊急に実施し、当該被災地の民生の安定を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
災害関連緊急治山	千円 396,947	災害により新たに発生し又は拡大した荒廃山地を緊急に復旧整備する。	未定
山林施設災害関連事業		災害復旧事業の施行と合併して行う一連の施設の改良事業。	未定
林地崩壊防止	52,400	激甚災害により発生し又は拡大した集落等に接する林地崩壊で、災害関連緊急治山事業の採択基準に満たない小規模な復旧整備を行う。	未定
災害関連山地災害危険地区対策事業		山地災害危険地区の荒廃山地等で、林地の保全上必要な施設の設置等を災害復旧事業等と平行して緊急に整備。	未定

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準 (又は条件)	補助率
災害関連緊急治山	県	次の①～⑤のいずれかに該当し、⑥に該当するもの ①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要があるもの ②鉄道、高速道路、国、県道、迂回路のない町道や利用区域500ha以上の林道等の保護 ③主要公共施設の保護 ④一定規模以上の農地、農道、ため池、用排水施設等の保護 ⑤人家10戸以上の保護 ⑥1箇所の復旧事業費が600万円を越えるもの	国:2/3 県:1/3
山林施設災害関連事業	県	次の①②に該当し、③④の工事別基準に該当するもの ①全体工事のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下でありかつ、関連事業の工事費が800万円以上であること ②他の改良計画がないこと ③被災箇所及び接続箇所のかさ上げ等の改良等 ④被災箇所に隣接する箇所の改築、補強	国:1/2 県:1/2

事業区分	事業主体	採択基準（又は条件）	補助率
林地崩壊防止	市町村	市町村単位に次の①～④の全てに該当するもの ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により発生又は拡大した林地崩壊であること ②人家2戸以上又は公共施設に直接被害をあたえるもの ③1箇所の事業費が200万円以上 ④同一市町村でその事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上	国:1/2 県:1/4
災害関連山地災害危険地区対策事業		次の①～④に該当し、⑤～⑧に該当しないもの ①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの ②鉄道、高速道路、国、県道、迂回路のない町道や利用区域500ha以上の林道等の保護 ③主要公共施設の保護 ④人家5戸以上の保護 ⑤1箇所の事業費が200万円以下のもの ⑥林地崩壊防止事業が行われることが確実である ⑦人為的な原因による災害で、原因者が明かなもの ⑧工事内容が崩壊土砂の排除のみであるもの	国:1/2 県:1/4

県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
林地崩壊防止	大分県林地崩壊防止事業補助金交付要綱

国の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
林地崩壊防止	林業関係事業補助金等交付要綱

(事業名) 県単治山事業

(継続 実施期間：昭和40年～)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 116,106 (117,912)	千円	千円 26,106	千円 90,000	森林保全課 (治山班)	振興局 (農林基盤部)

事業の趣旨

国庫補助の対象とならない小規模な治山施設災害や荒廃林地の復旧整備を行い、民生の安定を図る。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
県単治山	千円 111,106	県の維持管理による治山施設の災害復旧や、安全性が著しく低下した老朽化施設の更新・改修、及び地震時に発生する落石、崩壊等に対応するための老朽治山施設の機能維持・強化	(現年災分 未定) 臼杵市野津町 白岩 外24件
県単補助治山	5,000	国庫補助事業の対象とならない、人家周辺林地における小規模な荒廃地の復旧整備	杵築市大田村 大池 外5件

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
県単治山	県	次の①～⑤のいずれかに該当するもの ①県の維持管理による既往治山施設の災害復旧で、国庫補助の対象とならないもの ②県の維持管理に関わる施設に直接被害を与え、又は与えると認められるもので公共性の高いもの ③県が行う治山施設の維持(更新・改修)工事 ④国庫補助の対象とならない小規模な溪流荒廃地 ⑤その他特に知事が必要と認めるもの	県：1/1
県単補助治山	市町村	次の①②のいずれかに該当し、③に該当するもの ①林地崩壊防止事業で採択できないもので人家2戸以上に直接被害を与え又は与えると認められるものただし、公共施設に対し直接被害を与え又は与える恐れのある場合はその限りでない ②その他特に知事が必要と認めるもの ③1箇所の事業費が100万円以上	県：1/2

県の補助金等交付要綱、実施要綱・要領等

事業区分	補助金等交付要綱、実施要綱・要領等
県単治山	大分県県単治山事業実施要領
県単補助治山	大分県県単補助治山事業補助金交付要綱 大分県県単補助治山事業実施要領

(事業名) 治山施設災害復旧事業

(継続 実施期間: -)

本年度予算額 (前年度予算額)	左の財源内訳			事業主管課・室 (担当)	地方機関
	国庫	一般	その他		
千円 296,643 (296,643)	千円 190,083	千円 560	千円 106,000	森林保全課 (治山班)	振興局 (農林基盤部)

事業の趣旨

災害により被災した治山施設の復旧を行い、再度災害を防止する。

事業の内容

事業区分	予算額	事業の内容	予定地区等
林地荒廃防止施設災害復旧	千円 296,643	異常な天然現象により被災した林地荒廃防止施設(治山施設)の災害復旧	(現年災 未定)

補助等の条件

事業区分	事業主体	採択基準(又は条件)	補助率
林地荒廃防止施設災害復旧	県	次の①②に該当するもの ①降雨、洪水、暴風、高潮、地震、地すべり、その他の異常な天然現象により生じた災害であること ②1箇所の工事の費用が120万円以上であること	国:2/3 県:1/3